役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人すみれ福祉会の役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等は次のとおりとする。

（報　酬）

第１条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

（１）　役員が常勤で勤務する場合は、月額 100 万円を超えない範囲で別途評議員会において定める。

（２）　役員が非常勤で勤務する場合は、就労日数並びに時間等を考慮し、月額 70 万円を超えない範囲で別途評議員会において定める。

（３）　それ以外の非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第２条　前条第１項第３号の非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　理事会・評議員会等の会議に出席する場合は報酬として１万円支給する。

（２）　その他、法人及び施設業務として出勤する場合は報酬として１万円支給する。

（３）　職務のため出張した場合は、「実費相当額の旅費（交通費・宿泊料）」を支給する。ただし、理事会又は評議員会が同日に同じ場所で他の社会福祉法人（関連社会福祉法人に限る。）の理事会又は評議員会と併せて行われる場合に、他の社会福祉法人（関連社会福祉法人に限る。）の役員又は評議員を兼任している当該役員又は評議員については、当法人を含む関連社会福祉法人の持ち回りにより、交通費を支給することとする。また、宿泊料については、５万円を上限とする。

（職員給与との併給）

第３条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬受取辞退）

第４条　役員等は報酬受取辞退書（様式１）を提出することにより、第１条に定める報酬等の受取を辞退することができる。

（報酬等の支給方法）

第５条　第１条第１項第１号及び第２号に定める役員の報酬は、毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。

２　評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、翌月末までに支給する。

３　理事及び監事のうち、第１条第１項第３号に定める非常勤役員等の報酬等は、当該年度末までに支給する。

４　役員等が、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した

場合は、前各項にかかわらず、翌月末までに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（支給の形態）

第６条　報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除するべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに第１条第１項第１号又は第２号に定める役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　第１条第１項第１号又は第２号に定める役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から９日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、第１条第１項第２号に定める非常勤役員等については、その勤務形態に応じた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）50 銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

（附　則）

この規程は平成 30 年６月 29 日から施行する。

この規程は令和６年１２月１日から施行する。